

## 安曇野における水田集落の土地利用と兼業化 —長野県穂高町青木花見集落を事例として—

松原真裕・市村絵理・姜 桂和・斎藤 功

キーワード：北穂高町、農業生産法人、レンゲ米、兼業化

### I はじめに

「安曇野は水の国である。汗を拭いて立ちどまるそこにはきっと幾く流れの小川がちよろちよろと花崗岩の小砂利を洗いながら、青々とした田畠の間を縦横に走って居る。また、旅人のゆく道、恐らく今日余より外に通るまいと思われるこの道に沿う、尺ばかりの水が浅く輝いて、ある時は葦のような水草の陰を、ある時は梅に似た花藻の上を、さらさらと流れて……」と1910年に辻村伊助は「高瀬入り」で記している（辻村、1988）。この水田風景は北安曇郡のものであるが、我々の調査地域である南安曇郡北穂高町にも通じるものであろう。

また、安曇野というと残雪残る北アルプスの山脈を背景に、田畠に咲いた一面のレンゲ草を前面に白壁の土蔵を配した農家が想記される。この原風景はかつて安曇野の風物詩であり、現在でも安曇野の象徴である。本稿ではこのような集落である北穂高町の青木花見の集落を取り上げ、水田集落の土地利用と兼業化の実態を農事組合法人の活動に関連させて解明することを目的とする。

本稿では安曇野を旧東筑摩、南安曇、北安曇郡からなる松本盆地と同一ととらえる。松本盆地に関する研究は、扇状地の果樹栽培（小林、1965；菊池、1984；佐々木、1984）、野菜栽培（野沢・横沢、1971；斎藤・手塚、1985）、花卉園芸（仁平、1995）や土地利用の変化（丸山、1985）などに集

中し、水田集落に関するものは竹内（1975）、金（1985）など意外と少ない。後者には十ヶ堰などによる水田開発（小穴、1957）、わさび栽培（山本、1985）の研究も含まれよう。

一方、農業法人に関する地理学的研究は余りみられないが、農業経営部門からはいくつかの研究事例がある。塙田・長谷山ら（1996）は大規模複合型農業法人が中山間地農業の活路を切り拓くものとして位置づけている。その中で小松（1996）は穂高町農業生産組合を含め、長野県内における3つの大規模水田経営の事例を報告している。なお、農業法人とは、農業経営を事業として行う農事組合法人、有限会社、合資会社、株式会社の総称である。筆者の一人斎藤（1995a）は、水田の請負耕作が花卉栽培地域における専門化を促したことを明らかにした。

調査地域の北穂高村は、東を高瀬川、西を乳川、南を穂高川に挟まれた紡錘形の地域である。水田の下に砂利層が存在し、地下水も浅いことに表れているように、この地形そのものが河川の亂流の結果を示すものである。しかし、豊かな雪解水に恵まれていたことが水田を卓越させてきた。松本と大町を結ぶ信濃鉄道が有明まで開通したのは1915（大正4）年<sup>1)</sup>のこと、比較的早期から松本と結ばれたことは早くから通勤兼業を促したものと思われる。なお、北穂高村を含む4つの町村が合併することにより新しい穂高町が成立したのは1954（昭和29）年のことであった。

## I 旧北穂高村の伝統的土地区画

### I-1 川の恵みと災害

河川は流域の人々が食べたヤマメ、イワナ、ウグイ、コイ、ウナギなどの魚の生息地である。信州は「延喜式」に楚割鮭の貢納に表れているように鮭の産地であった。「長野県市町村誌」によると南安曇郡北穂高村は「魚家10戸、川魚その質中等40貫目」と記載されている<sup>2)</sup>。その対岸である東筑摩郡の中川手村（現明科町）のところに「漁労を業とするもの二十余戸、漁労の高些少にして、遠く輸出するに足らずと雖も、近郊および松本の城市にひさぐ。其中三秋の候に漁する處の鮭を以て最も美味なるものとす」と記載されている。また、会染村魚家9戸、七貴村雜魚250貫目などと記されている。安曇野の犀川、高瀬川、穂高川は現在でも河床が砂礫や砂で覆われているように鮭の産卵地であった。事実、穂高町史にも「くるり」を使い、1940年頃まで鮭漁が行われていたと記されている。これは安曇野の河川が豊かな水に恵まれた清流であったことを意味する。市川（1977）は犀川を事例に挙げて、電力会社によるダム建設が鮭の遷上を阻んだと指摘している。

一方、洪水を防止するための河畔林、防水林の植樹、櫻、アカシアなどの若葉が刈り取られ、水田に投入する綠肥、苅敷として使われていた（市川・斎藤、1985）。なお、天蚕・作蚕を飼育する里山林も刈敷林の利用といえよう。北穂高町における洪水は、明治18、28、36、38、43、44年、大正3、4年とあった。なかでも、明治43（1910）年は8、9月、翌44年は6、8月の2回づつ洪水に見舞われている。例えば明治36年7月は「乳川は高原および寺山より進入、堤防破壊十間、浸水家屋十五戸、田畠二十五町歩、山林原野十六町歩、高瀬川は島新田狐島より侵入浸水、田畠十五町歩、山林原野十八町歩に及べり」（長野県安曇郡編纂、1923）とあるように北穂高村における洪水は多くの場合、東の高瀬川と西の乳川の両側から挟撃され、時には南の穂高川からも進入するというものであった。戦前の地形図幅によると河川には信玄

堤が造られ、洪水を押さえ込むというよりは洪水をやり過ごすという意向がみられる。このことは、平均傾斜が1/130程度であるため、関東低地の洪水のように長く滞水するものではないことに關係するものであろう。

### I-2 水稲栽培の卓越とレンゲ栽培

河川に挟まれた河床低地のような北穂高村では、古くから水稻が栽培されてきた。当初、河原のようなところを水田にしたのであろうが、減水深の多い水田も度重なる洪水により土砂が運ばれ、床締めがなされて優れた水田に変わっていた。明治初期の北穂高村には160町歩の水田と63町歩の畑地が存在した。アルプスを背景とする安曇野では田植えの目安として雪形が用いられた。苗床への播種は常念岳や爺ヶ岳に種まき爺の雪形が表れ、田植えの目安は爺ヶ岳の羽を開いた黒い蝶の姿などであった。

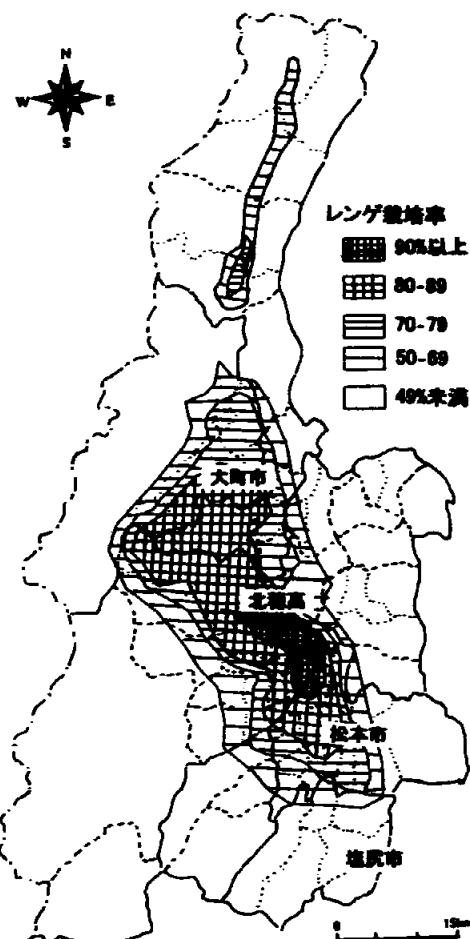
明治末期に松山犁が発明されると、各地で馬耕講習会が開催され、馬耕が次第に普及した。1921年の調査によると北穂高村には牛6頭、馬66頭が飼育されていた。馬を持たない農家は美麻村など犀川丘陵の山地から馬を借りて耕起する借馬慣行が存在した。それらは「作馬」と呼ばれた。作馬の貸出地域（中央山地=犀川丘陵）と借入地域（松本平・善光寺平）は明確に区分され、貸出期間は「松本平では五月中旬より六月中旬までの一ヶ月間を普通とし」ていたという（大西、1935、139）。また、昭和6年の大西の調査によれば、貸出町村は上木内郡の南小川、津和、栄村を中心、北安曇郡の美麻、広津、八坂、陸郷村等であった。ちなみに、北穂高村は20頭の借入地で、馬の借賃は30円から45円であったという。また、田植えには馬のいる家と馬のいない家、あるいは本家・分家の間に結い・手間替えなど労働力の交換も行われた。さらに、学校も田植休みなどの農繁休暇が存在し、子供たちも有力な働き手であった（斎藤、1995b）。

水稻の品種は大正時代には陸羽132号や愛國（長野県南安曇郡、1923）などの耐寒性品種が栽培されてきた。苗床も畑苗代から水田の水苗代に変

わった。水苗代は水田の苗床を乾燥させて畑状態で稻初を播種し、芽が出てから水を入れるので、折衷苗代と呼ばれた。保温折衷苗代はそれに油紙を張って、苗の生育を保護・促進したものである。「1943年軽井沢の篤農家荻原豊次により考案された保温折衷苗代は、戦後補助金制度も手伝って、急速に普及した」(市川、1971)という表現は本地域にも該当するものであろう。1960年当時、安曇野を範囲とする「安筑平坦」地域では、農林17号、アキバエ、ホウネンワセが栽培され、田植平均期日は6月上旬、刈取平均期日は9月下旬であった(農林省統計調査部、1962)。

一方、安曇野を特徴づけるレンゲ(紫雲英)栽培は江戸時代から行われてきたといわれるが、長野県統計書に表れるのは大正5年からである。その時点で綠肥作物としてレンゲが安曇野を構成する東筑摩、北安曇、南安曇郡で10,038ha栽培されていた。大正10年の統計によると南安曇郡では水田5,077haのうち、3,998haの79%に、北穂高町でも水田181haのうち144haと、全体の80%に綠肥が栽培されていた。このレンゲは窒素肥料を補うため、県によって奨励され、農家に採用されたものである。これは、前述のように刈穫きを投入する慣行のあった安曇野では容易に受け入れられたのであろう。「綠肥ノ増殖ヲ奨励センガ為、本要項ニ依リ予算ノ範囲内ニ於テ補助金ヲ交付ス、補助金ヲ交付スペキ種類は紫雲英、ヘアリーベッチ、ザートウイツケン、及上田豌豆トス」(長野県、1989)とあるように長野県は補助金を交付してレンゲ栽培を奨励したのである。

綠肥用レンゲは、大正から戦前までは10,000~11,000ha栽培されてきたが、戦後は約6,000ha前後と半減する。減少が著しかったのは東筑摩郡であり、食料難の解消とともに水田での小麦や野菜栽培の増加および畠地化が進んだと思われる。第1図は1960年の農業センサスにより安曇野におけるレンゲの栽培率を作成したものである。綠肥用レンゲは専ら水田に作付けされるので水田面積で割るのが作付け率かもしれないが、ここでは水田面積の少ない町村での卓越を防ぐため經營耕地面



第1図 安曇野における旧町村別レンゲ栽培率(1960年)  
(農業センサスより作成)

積で割った。それによるとつまり梓川の北で、現在の豊科町から穂高町、ついで池田町、大町と続く安曇野の水田の「中核地域」(竹内、1975)で高いことがわかる。しかもその周辺の畠状地、丘陵地、山地へと進むにしたがって低下するという、いわば同心円的配置がみられた。

しかしながらレンゲ栽培面積は1968年ころから急減し、1970年の214haを最後に統計から消える。このことは綠肥に代わり化学肥料が台頭したこと、田植えの早期化により水田でのレンゲの熟成を待つ期間(熟成の進まないレンゲ畑は却って米の減収をもたらす)が採れなくなったことを意味する。

味する。かくてレンゲは安曇野の景観を象徴するものとして、観光的に、あるいは有機米を象徴するものとして栽培されているに過ぎなくなつた<sup>3)</sup>。しかし、レンゲの減少は圃場整備の進展をはじめ安曇野における農法の変革を示すものでもあった。

北穂高村の水田に関するもう1つの特徴は地下水面が浅く、「じく」と呼ばれた湧水が存在したことである。青木花見村の白井喜代松氏はこの湧水を活用して天保10(1839)年に400坪の池を造成し、鯉子養殖に着手し、鯉を育てた。1875年には清沢忠藏や松尾辰次郎を加え、養鯉業者は十数名になった。養鯉は勃興しつつあった製糸業から排出されるサナギを使って繁栄した。明治25(1892)年に鯉の安曇共同販売所が設立され、大正10(1921)年には安曇養魚信用販売購買組合となつた。養鯉も佐久地方同様、池中養殖から稻田養鯉も行われるようになった。この産業組合は戦後、協同組合となつたが、1975年に解散したといふ(穂高町史編纂委員会、1991)。なお、1947年発行の1/25,000地形図によると、大正時代に比べて少し減少しているものの、青木花見の周辺に養魚池が存在するのも特徴的である。現在存在する養鯉池は残像であるが、穂高川に沿つて存在するヤマメやイワナの養魚池にその伝統が引き継がれているといえよう。

### Ⅲ 農業生産法人の成立と運営

#### Ⅲ-1 農業構造改善事業

1961年の農業基本法の施行に伴い旧北穂高村に水稻作の自立経営および近代農村の建設を目指した穂高町農業構造改善推進協議会が発足した。この動きは、1962年全国に先駆けて穂高町や北穂高農協が事業主体となった農業構造改善事業のパイロット事業に指定されて結実した。この事業は、南部に位置する狐島地区の23.3haから着手され、3年間で46.8haの圃場整備が完了した。1965年より中央部の青木花見を対象とした60.1haが、続いて1968年より北部の島新田を対象とした82.8haの圃場整備がそれぞれ3ヶ年計画で着手された。

1971年までに農業構造改善事業に約4億円(うち3分の2が補助)が投じられ、北穂高における農地面積の3分の2にあたる約190haの圃場整備が完了した。つまり、従来の不整形、不均一であつた1枚あたりの水田面積が30a区画に揃えられ、湿田から乾田への転換がなされたのである。

農業基盤整備と相まって1962年には北穂高機械利用組合が組織された。圃場整備の進展に合わせて、1970年度までにトラクターが8台、コンバインが3台装備された。これにより耕起、田植、収穫作業などが大型機械で可能となり、消毒や水管理を含めた稲作体系の省力化・効率化が可能となつた。このことは小型農業機械に依存していた従来の農業技術体系の変換を意味した。つまり、組合員の多くは田植え、稲刈りなどの農作業を機械利用組合に委託することにより農外就労に専念できるようになった。さらに1966年にはこれら大型機械化農業の拠点となるライスセンターが建設され、1969年には組合員や組織の拠点となる構造改善総合センターが建設された。

#### Ⅲ-2 農業法人穂高農業生産組合の運営と生産活動

##### 1) 農業法人穂高農業生産組合の成立と運営

北穂高機械利用組合は1968年8月、「農業組合法人北穂高農業生産組合」に改組された。この農業法人の成立は、機械利用組合が稲作作業の部分請負であったのに対し、農作業の全面請負への転換、組合員の稲作経営の全面委託を意味した。換言すれば、この農業生産法人の発足は、多数の農民によって支えられていた農村社会が一つの経営体によって運営されること、つまり農業・農村の構造改善を示すものであった。

1975年に北穂高農業生産組合は、「農業組合法人穂高町農業生産組合」へ名称変更された。水稻の作業委託、全面委託を希望する農家が旧北穂高村の範囲を越えたからである。この農業法人は、不耕起移植栽培やヘリコプターを利用した直播き栽培といった省力的稲作農業や有機米(レンゲ米)への取り組みを積極的に進め、1986年には朝日農

業賞を受賞した。さらに1990年からは、米の直販を行う施設が構造改善総合センターに併設されている。

2000年現在農業生産法人が組合員から借地している耕地は計122.8haである。169戸の農家が所有している水田の全面委託を受け管理運営しているものである。そのうち42.6haが減反政策の対象となり、大麦・小麦・ソバが転作作物として栽培されている。このような大型転作には10aあたり6万5千円の補助金が支払われる(2000年現在)ため、法人組織の運営には不可欠のものとなっている。

農業生産法人には現在13人が正職員として在籍し運営に当たっているが、春・秋の農繁期にはパートも延べ90人程度雇用する。なお、正社員の給与体系や保険制度はこの地方の会社員並みであり、都会から農村に魅力を感じ就職した者もある。地代は個々の農家に対して圃場整備のなされた農地で10a当たり4万円が、整備されていない農地では3万円が支払われる<sup>4)</sup>。

このような農業生産法人の発展を支えた要因として、北穂高村における耕地は専ら水田であり、個々の農家の経営規模がせいぜい1haと小さいことが挙げられる。この程度の経営規模では農業の自立経営は難しく、農外就労に頼らざるをえない。事実、1963年に穂高町を含む松本市一帯が新産業都市に指定されたことから、松本市や豊科町への通勤兼業が早くから進展していた<sup>5)</sup>。したがって、水稻栽培の作業委託あるいは全面委託の可能性は早くから内包されていたといえる。

## 2) 生産活動と直売活動

1月から2月にかけての苗床の土づくりと苗箱の準備を皮切りに、この法人の年間の農作業はスタートする。それに続き、苗代用のビニールハウスの整備や種粉の準備が3月に始まる。水田の耕起および23,000枚(箱)に及ぶ機械田植用の播種作業は4月に3つの班に分かれてスタートし、代かきや肥料の散布、畦つきの作業も並行して行われる。田植えは5月初旬から約1ヶ月間にわたる。機械による田植え作業はパート(臨時職員)

を含め全て女性によって行われるが、苗運び等には男性が当たる。苗代用のビニールハウスは概ね5月下旬までに撤去され、最後にその跡地にも6月初旬に田植えが行われる。現在この農業生産法人で作付けを行っている稲の品種は、早稲種のあきたこまち、酒米の美山錦、コシヒカリ系のブランド米であるミルキークイーン、有機農法のレンゲ米を特徴とするコシヒカリ、多用途・多収量米であるキヌヒカリの5種類である(第2図)。このうち、ミルキークイーンは農協からの要請で、2000年度に初めて導入した品種である。

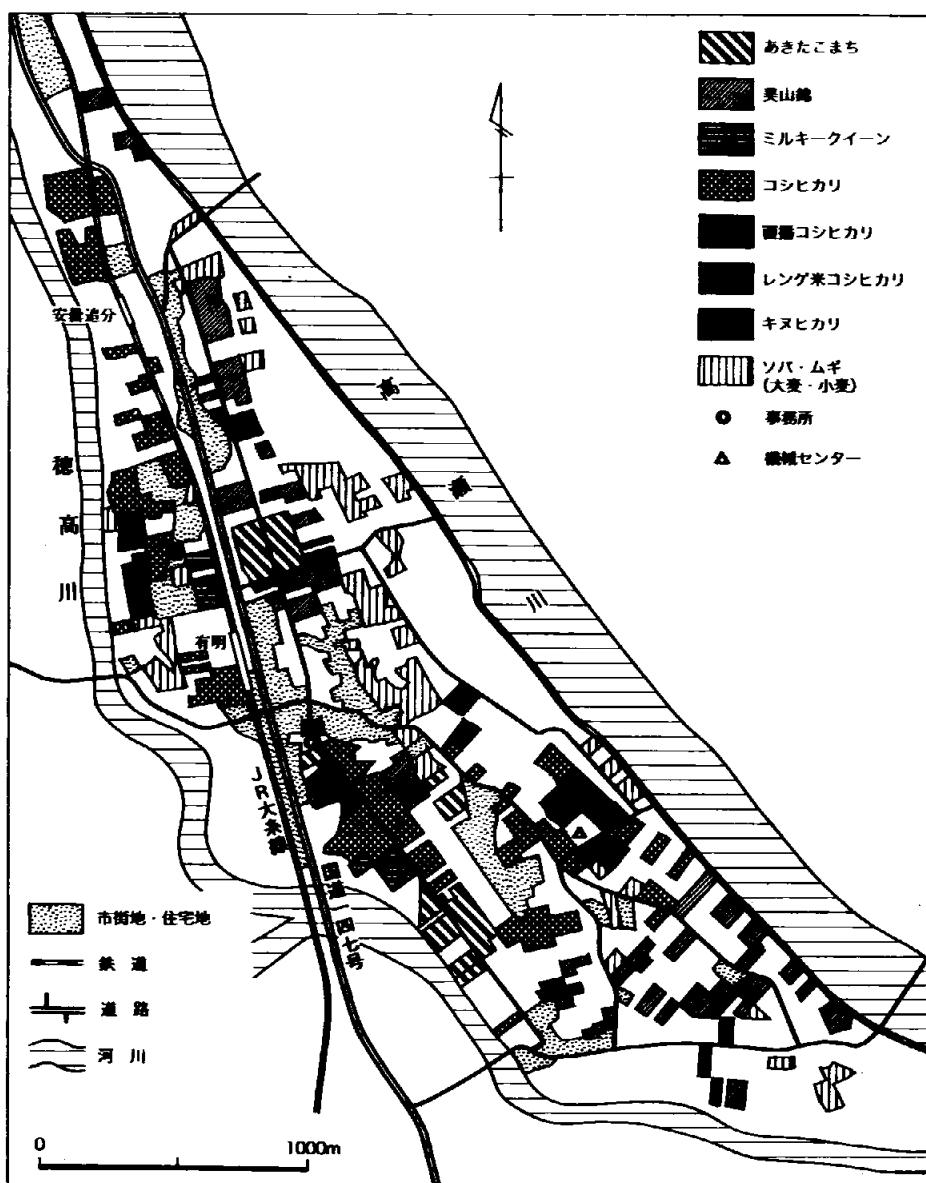
農業(除草剤)の散布は5月から6月にかけて年1回行われるのみであるが、これは農業法人が有機米や「減農薬」栽培をモットーとしているためである。田植え直後の6月10日頃より大麦・小麦の刈り取りが始まり、7月の上旬に終わる。コンバインによる麦の収穫後、その跡地にはトラクターで整地後、すぐにソバが蒔かれる。播種期間は旧盆の前までの約1ヶ月間である。

「あきたこまち」に代表される早稲品種の収穫作業は8月下旬からコンバインによって行われ、年により台風等の影響を受けることがあるが10月中旬まで続く。収穫された米はライスセンターで乾燥・精選・精米が行われ、出荷される。この9・10月の労働ピークには農業法人の職員も土・日返上で働くこととなり、臨時のパートも動員される。水稻の収穫後、初夏に植えたソバの収穫が10月中旬に行われる。大麦・小麦、稲、ソバの収穫は同一のコンバインでヘッダー(刈り取り機)を変えることによって行われる。ソバ耕地の跡地には10月中旬から11月の上旬にかけ麦蒔きが行われ、麦踏みや追肥といった肥培管理を経て翌年の初夏に収穫されることとなる。水田は転作田・苗間、北部水田、南部水田という3つの作業班によって管理されている<sup>6)</sup>。北部水田と南部水田は事務所を中心として南北およそ40haずつの分担であり、品種の決定は作業日程や水田の条件を考慮して行われている。酒米の美山錦については他の品種と混合することを避けるために毎年同じ耕地に植えられるが、その他の品種は年毎に耕作地

が変わることもある。

この法人における1999年度の10aあたりの水稻収量は、あきたこまち676kg、深山錦631kg、コシヒカリ655kg、キヌヒカリ700kgであった。収穫された米・麦・ソバは基本的に農協を通じて販売され、主に関東・関西方面に出荷される。1990年から始まった収穫米の直販は「あきたこまち」

を中心とし、小麦粉や季節商品であるソバ粉も取り扱っている。レンゲ米はまず水稻栽培の全面委託を行っている農家に購入され、穂高町に立地する各種福祉施設で消費される。次いで、農業法人の事務所のあるセンターでも直販される。この店頭で販売する現金顧客は松本市から大町市にかけての大糸沿線に集中している。しかし、電話・



第2図 穂高町農業生産組合における水稻の品種別栽培地の分布（2000年）  
(穂高町農業生産組合資料より作成)

FAX等で注文をする顧客も全国各地に点在しており、宅配便で発送する体制をとっている<sup>7)</sup>。なお年間の売り上げ高は約1,500万円であり、収穫された米の8%程度である。

#### IV 青木花見集落における農業経営と農外就労

##### IV-1 農家の営農類型

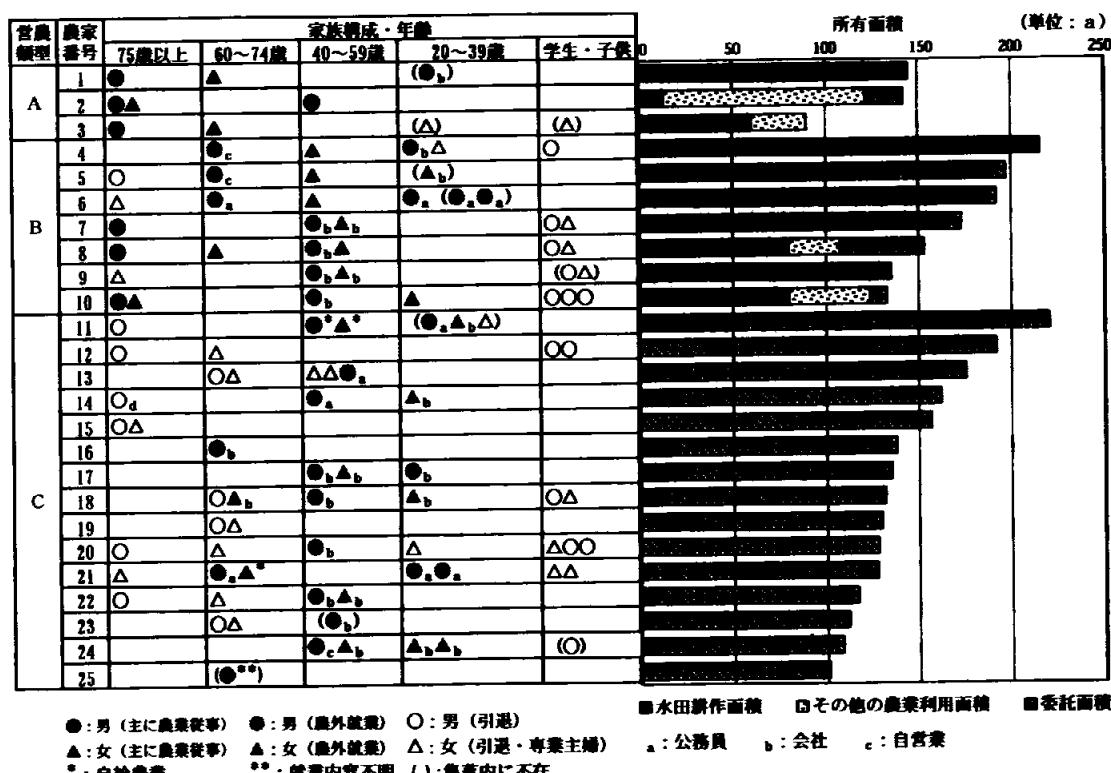
青木花見集落の農業も北穂高村の農業と軸を一にして発展してきた。すなわち水稻栽培を農業の基本とし、かつては養蚕の加わるものであった。農業のみで自立するためには養鰐やわさび栽培が必要であった。しかし、養鰐やわさび栽培は土地条件に規定されるため、専業農家として自立するためには酪農やセルリー栽培に専門化せざるを得なかった<sup>8)</sup>。

ここで青木花見集落における農家の就業状況と所有地の自作・委託耕作の状況を見よう（第3

図）。営農類型としては、専業農家型、自営耕作を行いながら農外収入もある兼業農家型、耕地をほぼ全面的に委託し、農業以外から収入を得ている農外就業型に区分することができる。

##### 1) 専業農家型

農家1は、所有耕地145aのうち129aを水稻栽培に利用している。70歳代半ばの夫婦が水稻栽培に専従する老齢専業農家である。30歳代後半の息子は、松本市在住の会社員であるが、当家の後継ぎと目される。また、農家番号3は、所有耕地90aのうち60aを多角的畑作農業にあてている専業農家である。主な作物は加工トマト(20a)、タマネギ(10a)、バセリ、長芋、米であり、いずれも農協を通じて販売している。加工トマトは県経済連との契約栽培を行っており、主にジュース用に20kgあたり1000円で出荷している。70歳代の夫と60歳代の妻が農業に取り組んでおり、別



第3図 青木花見集落における農家別水田委託と兼業状況(2000年)

(2000年5月の聞き取り調査より作成)

居の娘が2人いるが、専業主婦と学生であるため、将来の後継者としては期待がもてない。

一方、農家2は、1haほどのわさび田を孤島に所有するワサビの専業農家である。水田は自給用に20aほど水稻を栽培し、残りの所有地は全て農業生産法人に委託している。これはわさび田に労働力を多く必要とするためであり、80歳前後の親夫婦と50歳代の世帯主の3人が、わさび栽培に従事している。収穫されたわさびのうち、質のよいものは生食用に主に名古屋の市場に出荷し、傷物や形の悪いものは地元のわさび漬物業者に販売される。さらに、第3図には示さなかったが、大糸線有明駅付近には養鯉業を行うを養魚農家がある。この養魚農家は60歳代半ばの親夫婦と40歳代前半の世帯主夫婦、20歳未満の子2人の6人という家族構成である。質・量ともに豊富な湧水を生かして、コイ・イワナ・ニジマスの養殖を手がけてきたが、近年は維持の面での負担から所有地の一部をパチンコ店に賃貸している。町内に養魚農家は他にも存在するが、店舗を経営しているのは、この農家のみである。主な販路は町内・有明方面であり、自家用トラックによる配達も行っている。

以上のように専業農家類型は本地域の特徴であったわさび栽培や養鯉業を引き継いだり、町からの要請で多角的な農業に取り組んでいる例である。いずれの農家も主力は75歳以上の夫と60歳以上の妻であり、後継者の見通しは明るくないものが多い。

## 2) 兼業農家型

農家4は、所有耕地215aのうち198aと、ほぼ全てを自宅耕作の稻作にあてている。世帯主は穂高町で自営の大工を営み、自営業の特性を生かして兼業という形で農業に関わっている。農業の主力は世帯主の妻であり、コンバイン・トラクターなどの機械の所有と、自宅付近にまとまって水田を有していることから、自営耕作が成り立っている。また、息子は穂高町の会社に勤めており、農業以外からの収入もある。農家5も、4と同様に自営業の特性を生かして農業を支えている例であ

る。所有耕地196aのうち125aを自作水田耕作にあてており、世帯主は、自営で庭師を営んでいる。

農家6は、所有耕地192aのうち178aを水田耕作に利用している。世帯主の妻が専業農業従事であり、世帯主は穂高町内で公務員として働いている。また、農家7は、所有耕地173aのうち、161aを水田耕作にあてている。農業従事者は引退後の親であり、世帯主は松本市で会社員をしており、世帯主の妻は穂高町内でパートをしている。

農家8は、所有耕地153aのうち、80aを稻作、28aをセルリー栽培に当ており、残りの耕地を委託している。親夫婦と世帯主の妻が農業に従事する、青木花見で唯一のセルリーハウス会員である。世帯主は松本市で会社員をしている。

農家10は、所有耕地133aのうち、約5aを加工トマト、約80aを稻作、約30aを自給用菜園にあて、残りの耕地を牧草地として牛の飼料を作っている。70歳後半の親夫婦と40歳になる主婦が専業で農業に従事している。この農家は昭和23年以来酪農を行い、多い時期には8頭の乳牛を飼育していた。現在は搾乳牛1頭、育成1頭と小規模であり、しばられた牛乳は県経済連に引き取られる。また、稲作用の機械としてコンバイン・トラクター・耕耘機などを有し、比較的大きな規模で行われている。

このように兼業農家類型は、世帯主の妻や引退後の親夫婦が専業農業の主力となっており、世帯主は農外に職を得ている。水田を中心とした農家では黒部川扇状地（田林、1999）のように、引退した農家が農業経営を続けることが可能である。

## 3) 農外就労型

農家11は、所有耕地220aのうち47aを水田耕作にあてている。世帯主は現役を退き、現在は妻とともに家庭菜園を専門に行っている。ここで採れた野菜は親戚や近所に届けられたり、自家消費される。息子は松本市で公務員をしており、松本市で家庭を築いている。農家21は、所有耕地127aのうち3aのみを自給用水田耕作地にあてている。世帯主・息子夫婦は、3人とも穂高町・池田町等

で教職関連の公務員をしている。農家23は、所有耕地111aのうち5aのみを自給用水田耕作地にあてている。世帯主は穂高町で自営の塗装業を営んでおり、妻も町内でパートをしている。子供のうち、長男は県外で定職を得ており、他の2人はいずれも松本市内で会社員をしている。農家14も類似した例であり、所有耕地161aのうち22aのみを自給用水田耕作地にあてており、世帯主は池田町で公務員をしている。これらの事例は、公務員や自営業の特性を生かし、自家消費用の作物を作るために一部の土地を利用している。

農家12（所有耕地191aを全面委託）・13（所有耕地175a中163aを委託）・15・19（所有耕地129aを全面委託）は70歳以上の高齢者のみ、あるいは70歳以上の高齢者と小学生以下の子、別居の子のみで構成されている家族である。農家15は、80歳代半ばの夫と70歳代半ばの妻の高齢夫婦であり、どちらも農業には関わっておらず、所有耕地156aの全てを生産組合に委託、または農家番号3に借用している。その他3つの農家についても事情は同様であり、高齢かつ後継者がいないことも委託の要因の1つとなっている。また、農家16は所有耕地137aのうち23aを自給用水田耕作にあて、世帯主は松本市で会社員をしている。農家17は、所有耕地135aのうち23aを自給用水田耕作にあて、家族構成員全員が穂高町内で会社勤めをしている。

農家25は現在穂高町を離れ、松本市に居住している。100aほどの耕地を所有しているが、100a全てを委託している。農業以外の職に就いているため、北穂高では土地のみを維持する形をとっている<sup>9)</sup>。

この類型の農家はいわば「農村居住のサラリーマン」と言える、水田の全部もしくは大部分を前述の農業法人に委託している兼業農家である。世帯主は農業以外に就業し、主婦が自給用菜園をしているか引退した世帯主夫婦が自給用菜園に従事している場合が多い。この類型の属する家庭は、農地を財産として保持していくために委託を利用している。また、農業法人の委託受け入れ体制が

地域住民の願いである景観の保持や先祖代々からの土地の維持を可能としており、企業や工場に積極的に売却しようという動きは見受けられない。

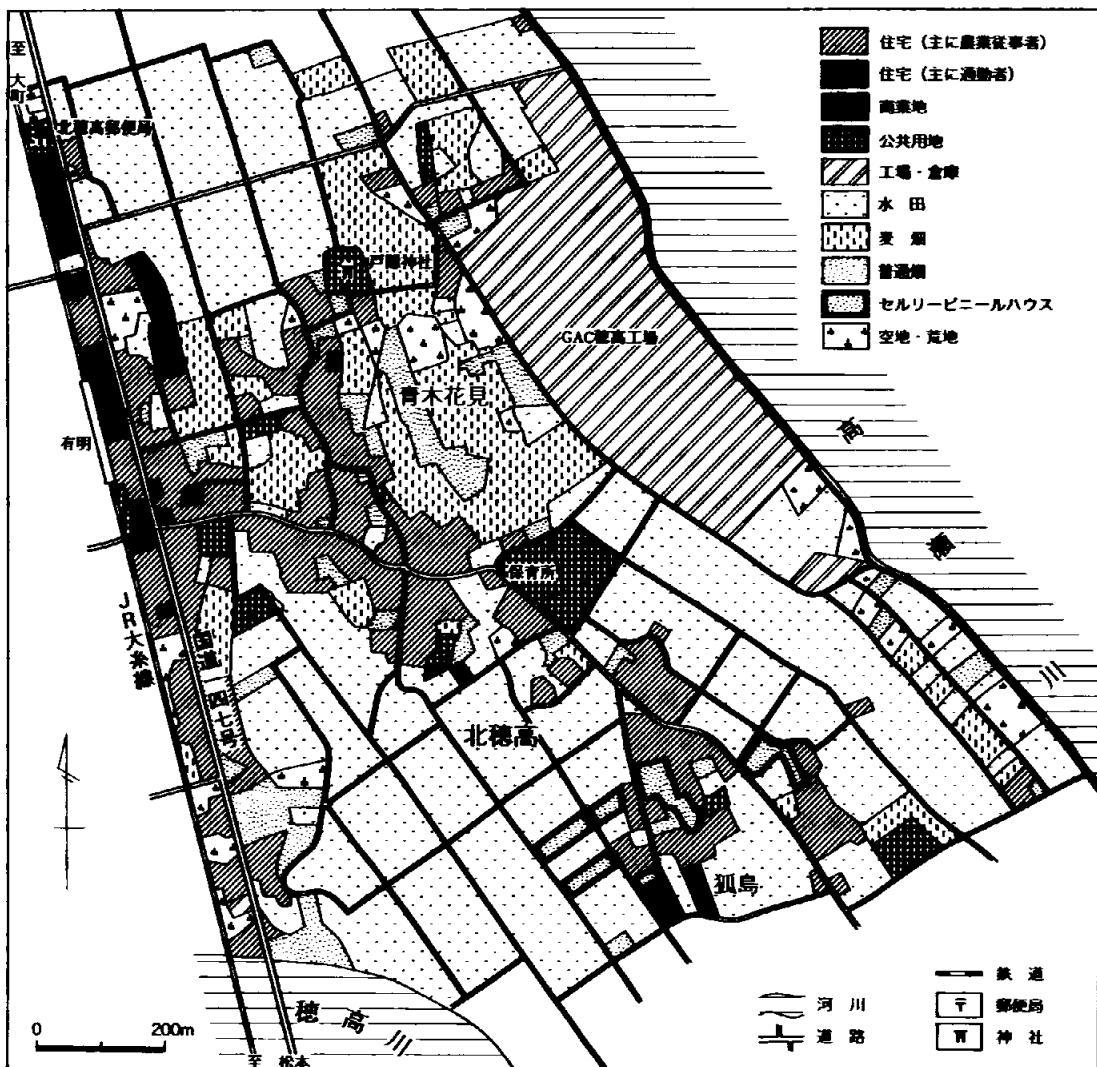
以上、営農類型についてみてきたが、専業農家型・兼業農家型の主力は、75歳以上の親夫婦世代と40歳から75歳までの世帯主の妻（主婦）であり、世帯主は松本市や穂高町内で定職を得ている場合がほとんどである。また、農外就業型の家では、わずかな耕作地を使用して自給用の菜園等を営んでいる場合が多い。世帯主の子の年代である20歳から39歳は、穂高町・松本市、または県内（世帯主と別居）に定職を得ており、20歳未満は学生・子供であるために、今後20年間に農業に従事する可能性は薄いといえる。

#### V-2 青木花見集落を中心とした土地利用

これまで述べてきた農業の様子を農業景観から探るため、青木花見集落の土地利用図を作成した。調査範囲はJR大糸線と高瀬川に囲まれた、東西約1km、南北約1.4kmの範囲である（第4図）。それによると大糸線有明駅から東へ向かって延びる道路沿いに人家・商業施設が多く見られ、古くからの青木花見集落の核心部を形成している。農協支所や農業法人の事務所といった施設の多くがこの付近に立地し、農業活動の点でも中枢の役割を果たしている。集落内の道は曲がりくねって狭く、基盤整備以前から変化していない。所有する田畠の面積に比例して農家の敷地は広く余裕があり、周囲を生け垣に囲まれている事例が多い。

現在は痕跡も残っていないが、かつてはこの集落の中心部に旧北穂高村の村役場も存在した。また集落東部にある保育所は比較的広い敷地を持つが、これは明治時代から昭和45年まで存在した小学校の跡地を利用したものである（穂高町史編纂委員会、1991）。これらのこととは、青木花見集落が旧北穂高村時代より村の中心としての役割を果たしていたことを示すものである。

集落を取り囲む形で麦畠が見られ、その外側に水田が広がっている。麦畠の多くは基盤整備のな



第4図 青木花見集落の土地利用（2000年）  
(2000年5月の現地調査より作成)

されていないかつての不定形な水田や畑からなる。また、狐島地籍に位置し本図の東南端には農業法人の生産拠点であるライスセンターが立地している。農家の周辺に散在する小規模な畑地ではネギやキュウリ、ナスといった自家用の野菜が栽培されている場合が多い。狐島地区にはかつての水田の一部を利用する形でセルリー栽培のためのビニルハウスも散見される。また、90年代に入って新たに進出したGAC（カーエアコン）や丸川食品の工場は広い用地や工場用水を求めて集落東部

の高瀬川沿いに立地した。

青木花見の集落の中には古くからの農家だけではなく、駅や国道沿いを中心に近年新たに改築・建築された町営住宅や民間アパートが見られる。これらの地主は古くからの農家であり、土地資産の有効活用のために転用した例が少なくない。新住民の多くは松本市方面や稲高町内に立地した工場に通勤しているものと考えられる。また、從来からの幹線国道である147号線沿いには、古くからの田畠や養魚池が姿を変えた形でパチンコ店や

ガソリンスタンド・中古車販売店といった自家用車の顧客を主たる対象とした商業施設が見られる。

全体として集落の周囲に麦畑が広がり、更にその外側に基盤整備された水田が立地する形で無駄の少ない極めて有効な中心とした土地利用がなされており、これは農村景観を維持する上でも大きな役割を果たしている。

## V むすび

青木花見集落を中心とする北穂高村は松本盆地の盆地底に位置する村の一つである。清澄で豊富な水を利用し、古くから稲作を基本とする他に鯉・鰐の養殖やわさびの栽培が行われてきた。しかし穂高川・乳川・高瀬川と三方を河川によって囲まれており、しばしば水害に見舞われてきたが、第二次大戦後における護岸工事の進展や上流部におけるダム開発の進展により、この地区の住民は水害から解放された。

1961年より施行された農業基本法に基づいて農業構造改善事業による基盤整備が行われ、1971年までに190haが完了した。これに伴い村落構造は大きな変化を遂げることとなった。それを特色付けるものとして1968年に発足した農業組合法人の存在が挙げられる。この農業法人は、大型機械を利用した田植え・収穫を請け負う部分委託として始まったが、次第に全面委託へと変化した。現在では169戸の農家より122.8haの耕地の全面委託（借地）を受け、コシヒカリ、美山錦、ミルキー

クイーン、あきたこまち、キヌヒカリの栽培を計画的に行っている。これらの耕作は14台のコンバイン他の農機具を用い、13人の正社員とパートからなる2つの作業班にて行われている。しかし減反政策により、全体の4割もの面積で麦やソバの集団転作が実施されている。

この農業法人では古くからの特産物を活かして「無農薬」を売り物としたレンゲ米の栽培も行い、店頭での販売および宅配便を利用した直販も行っている。また、この農業法人が積極的な活動により利益をあげているのは、集団転作による補助金が入ってくるからである。

一方、この農業法人に耕地を委託した農家では、息子・孫は公務・民間への就職や大都市への進学という形で農業には殆ど携わっておらず、結果として耕作を行っているのは高齢化した夫婦のみの家が多い。したがって、従来からの専業農家はわずかに存続しているにすぎない。さらに、農地を保有しながらも農地を農業法人等に委託し、都市に居住する「不在地主」さえ生み出している。

以上を総合すると、我が国における水田集落の将来の姿が予測される。すなわち大部分の農家は耕地を農業法人に「貸地」という形で提供し、自らは農業以外の職に就く「農村居住のサラリーマン」という形態である。また、アメリカのように地主自身は都市に居住する者も現れよう。その一方、米麦農業に飽き足らない農家は高価格・高品質野菜の生産、あるいは漁業・林業や自然条件を生かした特産物の栽培を続けることになる。

本論文の作成にあたり、穂高町役場農林課長の三澤 漢様、穂高町農業生産組合組合長の高橋政夫様・同組合の丸山秀子様、および安曇農協北穂高支所経済課長の降幡富雄様・同支所の小林寿次様をはじめとする関係者の皆様にはご多忙の中、貴重な談話や資料の提供を頂きました。また、清澤久様・武井克彦様をはじめとする穂高町青木花見集落の皆様には様々なお話を伺うことができました。この場を借りて御礼申し上げます。

### [注]

- 1) 1916年には信濃大町まで完成した。この鉄道は米や薪の輸送など地域経済の発展に貢献したが、経済不況で経営不振に陥り、1936年に政府に買収された。
- 2) 北穂高村に属する旧孤島村は穂高川の乱流路変更により鮭漁が可能となり、1718（享保14）年等々力

- 村との間に交わされた漁師鮭役取極め証文が残存している（北高町史編纂委員会、1991a, 526）。
- 3) レンゲはミツバチの蜜源としても、河畔林のアカシアとともに重要である。蜂蜜は、レンゲ蜜、アカシア蜜として売られている。
  - 4) この金額は北高町農業委員会が基準としている10ha当たり 2万 3千円と比較してかなり高い水準となっている。なお、農業法人は1999年度の収入 2億3359万円に対し支出は 2億2552万円であり、差し引き887万円の利益を計上した。
  - 5) その後も、1988年の長野自動車道の開通（豊科 IC 開設）に前後して、食品・電子機器などの各種工場が進出し、農外就労の機会を提供している。
  - 6) かつて「ワセ・オキテ・オクテ」と呼ばれていた3つの作業班を前身とする。これは自然災害におけるリスク回避する目的から設置された組織である。
  - 7) 生産者と消費者の顔が互いにわかる「顔の見える販路」を基本方針としているので、インターネット等での大規模な宣伝は行っておらず、また地元のコンビニ以外には出荷していない。注文を受けてから精米するようにしているのも、この農業法人の特質といえよう。
  - 8) 終戦直後から行われた北高におけるセルリー栽培が組織化されたのは1966年である。2000年5月現在、農協に登録されているセルリー栽培農家は計15軒であり、うち12件までが孤島地区に集中している。現在は年間で5万ケースを出荷しており、その販路は東京・名古屋・大阪の各中央市場におよぶ。静岡県との出荷調整により、北高産のセルリーが市場に流通する時期は5月下旬から11月下旬までの夏季の半年間である。
  - 9) 生産組合によれば土地を委託している地主の約1割がこのような不在地主であり、主に大阪、東京などの都市、もしくは県内に居住している。委託面積は小口が主であり、50a～1ha程度である。このような形態の地主に対しては、毎年12月に地代を銀行振り込みする方法をとっている。
  - 10) このような形態の農業法人は借地して数人のオペレーターにより米麦を中心とした農業経営を続けていくことになる。アメリカの小麦地帯では借地農が一般的であり（斎藤ほか、2000），経営規模も800～1600haと大きい。

#### 【参考文献】

- 板倉勝高（1967）：長野県南安曇郡農村部への工業進出。流通経済論集、第2号、90-97。
- 市川健夫（1971）：長野県における米作の地理学的研究。長野県地理、第1号、82-96。
- 市川健夫（1977）：『日本のサケーその文化誌と漁』 NHK ブックス、242p.
- 市川健夫・斎藤 功（1985）：『再考日本の森林文化』 NHK ブックス、209p.
- 大西芳雄（1935）：北信州における作馬移動の地理学的研究。地学雑誌、47、133-146、175-184。
- 菊池俊夫（1984）：松本平黒沢川扇状地におけるリンゴ生産の地域的性格。地域調査報告、第6号、129-137。
- 木村 碩編著（1988）：『農村景観の史的研究』 八木書店、599p.
- 金 建錦（1985）：烏川扇状地における桑園の水田化と農村の変容。地域調査報告、第7号、25-34。
- 小穴喜一（1957）：扇状地における水田開発および集落発生の形態的研究。信濃、9、521-530。
- 小林孝一（1965）：加工資本とブドウ生産地の発展構造。経済地理学年報、10、45-55。
- 小松貴美子（1996）：新食糧法下で生き残りをかける水田経営。塙田・長谷山編『中山間地農業の活路』 川辺書林、198-212。
- 斎藤 功・手塚 章（1985）：松本盆地南西部山形村における野菜栽培の展開と自立経営。地域調査報告、第7号、13-24。
- 斎藤 功（1995a）：東京北郊における鉢物花卉栽培の持続的発展—鴻巣市寺谷を事例として—。人文地理研究、第19号、1-20。
- 斎藤 功（1995b）：松本盆地における小中学校の農業休暇の地域性。地域調査報告、第17号、9-20。
- 斎藤 功・仁平尊明・二村太郎（2000）：カンザス州ハスケル郡における穀作農業の展開と借地農。人文地理学研究、第24号、99-129。

- 佐々木 博 (1984) : 桔梗ヶ原のブドウ栽培. 地域調査報告, 第 6 号, 119-128.
- 竹内常行 (1975) : 松本平の灌溉と土地利用. 地理学評論, 30, 1-21.
- 田中啓爾 (1930) : 中央日本に於ける山麓の人文地誌学的研究概報. 地理学評論, 6, 1146-1185.
- 田中啓爾 (1930) : 中央日本に於ける高地の人文地誌学的研究概報. 地理学評論, 6, 1304-1336.
- 田中啓爾 (1934) : 河川漁業の地理的意義. 地理, 2, 84-95.
- 田林 明 (1999) : 黒部川扇状地における農業労働力の時間的・空間的変動. 人文地理学研究, 第23号, 19-37.
- 塙田章二郎・長谷山俊郎 (1996) : 「中山間地農業の活路—大規模複合型農業法人と明日への地域農業ー」 川辺書林, 301p.
- 辻村伊助 (1998) : 「ハイランド」 平凡社, 324p. 「高瀬入り」 は山岳 6-1 (1910) に発表.
- 長野県 (1936) : 「長野県町村誌 第三卷」 長野県, 原著は明治 8 年刊.
- 長野県 (1989) : 「長野県史近代資料 第五巻 (2)」 長野県.
- 長野県南安曇郡編纂 (1923) : 「南安曇郡誌」 南安曇郡教育会, 1028p.
- 仁平尊明 (1995) : 松本市におけるカーネーション栽培地域の形成. 地域調査報告, 第17号, 41-54.
- 農林省統計調査部編 (1962) : 「水稻地帯別生産力図説」 農政調査委員会, 187p.
- 野沢 敬・横沢 瑛 (1971) : 農産加工資本の農村進出について—トマト加工業の場合—. 長野県地理, 第 1 号, 113-130.
- 古島敏雄 (1967) : 「土地に刻まれた歴史」 岩波新書, 222p.
- 穂高町史編纂委員会 (1991a) : 「穂高町史第二巻」 穂高町史刊行会, 777p.
- 穂高町史編纂委員会 (1991b) : 「穂高町史第三巻」 穂高町史刊行会, 761p.
- 丸山浩明 (1985) : 長野県穂高町における雜木林の分布と利用形態の変容. 地域調査報告, 第 7 号, 35-45.
- 三澤勝衛 (1931) : 「郷土地理の觀方—地域性とその認識ー」 古今書院, 196p.
- 三澤勝衛 (1937) : 「新地理教育論」 古今書院, 610p.
- 山本 充 (1985) : 長野県穂高町におけるわさび生産の展開. 地域調査報告, 第 7 号, 47-55.